

2022年度

日本パラ水泳連盟（JPSF）競技運営指針
競泳規則

この運営指針—規則は、世界パラ水泳連盟（W P S）の競技規則を抜粋している。日本パラ水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競技大会及びパラ水泳春季記録会は、泳法等主なW P S 規則そのものが適用される。

また地域大会もできるだけW P S 競技規則に準じて行うが、それぞれの要項によるところも大きい。そのため、運営指針—規則編としてまとめた。

なお、この指針は J P S F 関係大会のS14（知的障がい）やS15（聴覚障がい）にも、基本的に適用されるが、スタート合図方法などは、それぞれの大会で工夫をすること。

S21（障害者手帳所持者でF C S クラス基準に達しない選手など）も 基本的にはこの規則が適用されるが、S21の選手の障がいの状態によって 泳法審判員は適用事項を判断すること。

2018年にW P S 競技規則の改正およびW P S クラス分け規則の改正に伴うクラス分けの見直しがあり、国際クラス分け受検によるクラス分けおよび例外コード (CoE) の見直しや、国内大会での2018年W P S 規則に準ずるクラスおよびCoEの見直しがあった。

肢体不自由の国内クラスについては、概ね見直しを済ませた状況である。ただし、一部に2018年W P S 規則に準ずるクラスおよびCoE見直し未対応の競技者が存在するため、2017年CoEを適用しているものも混在する。

競技会の運営など一般競技規則については、WPSの一般競技規則もあるが、概ねFINAの規則を根拠とした日本水泳連盟の規則と同じであることから、クラス分けやパラ独自の種目、介助スタッフ、水着の扱いなどを除いて日本水泳連盟の規則を適用して運営をして良い。

また、記録の公認については、日本パラ水泳連盟の公認大会で当連盟会員が出した記録については日本パラ水泳連盟の公認記録となるが、日本記録については、クラスステータスがJ以上の記録でないと公認されない。

競泳規則

規則番号はオリジナルである

1.1 スタート

- 1.1.1 各競技の開始時、審判長はホイッスルを短く連続して吹き、水着以外のすべての衣類を脱ぐよう合図する。次にホイッスルを長く吹き、スタート台でスタート位置につくよう指示する（背泳ぎとメドレーリレーの場合は速やかに水に入るよう指示）。2回目の長いホイッスルで、背泳ぎとメドレーリレーの競技者に速やかにスタート位置につかせる。競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、審判長は出発合図員に片腕を伸ばして合図し、競技者が出発合図員の指示下にあることを知らせる。伸ばした片腕はそのまま出発合図が発せられるまで保持されなければならない。
- 1.1.2 自由形、平泳ぎ、バタフライ、および個人メドレー種目（バタフライが最初の泳法の場合）のスタートは、飛び込みで行うこと。審判長の長いホイッスルで、競技者はスタート台に上がり、そこで待つ。出発合図員の「テイク・ユア・マークス（位置について）」の号令で、競技者は、スタート台の前方に少なくとも一方の足をかけ、速やかにスタートの姿勢をとる。両手の位置は問わない。すべての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図を発する。
- 1.1.2.1 視覚障がいを持つ競技者の場合、審判長の長いホイッスルで、出発合図員の「位置について」の号令前にスタート姿勢をとることができる。
- 1.1.2.2 バランス維持（静止して立つ等）が困難な競技者は、スタート台上で介助スタッフ1名に支えてもらうことができる（腰、手、腕をつかむ等）。介助スタッフは、競技者がスタート時に静止していただけるよう補助できるが、スタート台で身体が90度垂直を超える状態で支え競技者に不公平な利点を与えてはならない。また、スタートで競技者に勢いを与えてはならない。
- 1.1.2.3 片足だけが完全に機能する競技者は、片手または片腕がスタート台の前にかかっている場合、スタート台の前に片足をかける必要はない。
- 1.1.2.4 競技者はスタート台の横からスタートしてもよい。
- 1.1.2.5 競技者はスタート台で座位の姿勢をとってもよい。
- 1.1.2.6 競技者は水中からスタートしてもよいが、スタートの合図が発せられるまでスタート場所に片手が触れていなければならない。排水溝の中や上、プールの底に立つことは禁止される。
- 1.1.2.7 競技クラスS/SB/SM1-3の競技者は、スタートの合図が発せられるまで片足/両足また

は片脚／両脚の先端を壁に着けておいてもらうことができる。スタートで競技者に勢いを与えてはならない。

1.1.2.8 水中スタートにおいて、競技者がスタート位置を握ることができない場合、介助スタッフおよび／またはスターティング用具によって補助を受けられる。スターティング用具は、競技会開始前に日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という）泳法審判主任より許可を得て、安全と判断されなければならない。スタートで競技者に勢いを与えてはならない。競技者は、スタートの合図が発せられるまで身体のどこか一部が壁に触れていなければならない。

1.1.2.9 擦り傷を防ぐため、タオルを一枚かそれと同様のものをスタート台に敷いてもよい。

1.1.3 背泳ぎ、75m／150m個人メドレーおよびメドレーリレー種目のスタートは水中から行う。審判長の長いホイッスルで、競技者は速やかにプールに入る。2回目の長いホイッスルで、競技者は故意に遅らせることなくスタート位置につく。すべての競技者がスタート位置についたら、出発合図員は「位置について」の号令を発する。すべての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。

1.1.4 JPSF競技会や公認の大会においては、「位置について」の号令は基本的には英語（テイク・ユア・マークス）で行うが、「ようい」の号令でも構わない。

1.1.5 スタートの合図の前にスタートした競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、該当する競技者は競技終了後に失格となる。スタートの合図の前に失格が宣告された場合、出発合図は発せられず、残りの競技者は元の位置に戻り再スタートを行う。審判長は、長いホイッスル（背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル）から規則のとおりスタートの手順を繰り返す。

1.1.6 聴覚障がいを持つ競技者のスタートには、ストロボ／ライトが使われる（出発合図装置の光含む）。競技者が出発合図員による腕の合図も併せて必要な場合、大会申し込み時等にその旨を要請しなければならない。

1.1.7 競技クラスS1-10／SB1-9／SM1-10およびS／SB／SM14の競技者が聴覚障がいを併せ持つ場合で、スタート用のライトがないときは、介助スタッフが競技者に言葉以外の指示でスタートの合図を送ることができる。

- 1.1.8 視覚障がいと聴覚障がいを併せ持つ競技者の場合は、介助スタッフが競技者に言葉以外の指示でスタートの合図を送ることができる。

1.2 自由形

- 1.2.1 自由形とはどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、個人メドレーまたはメドレーリレー種目においては、自由形とは背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ以外の泳法であること。75mや150m個人メドレーに関して、自由形とは背泳ぎまたは平泳ぎ以外の泳法であること。
- 1.2.2 折返しおよびゴールタッチでは、競技者の身体の一部が壁に触れなければならない。
- 1.2.3 スタートおよび各折返しの後、身体が完全に水没していてもよい距離15mを除き、競技中は常に競技者の身体の一部が水面上に出ているなければならない。つまり壁から15m地点までに頭が水面上に出ているなければならない。
- 1.2.3.1 S1-5の競技者は、各完全な1かきの間、身体の一部が水面上に出ているなければならない。1かきとは、肩関節の完全な1回旋および／または股関節の完全な上下動作1回を指す。
- 1.2.4 自由形およびメドレー種目での自由形の最中にプールの底に立っても失格にはならないが、歩いてはならない。

1.3 背泳ぎ

- 1.3.1 スタートの合図に先立ち、競技者は水中でスタート側の端壁に向き、両手でスターティンググリップを握って位置に着くこと。排水溝の中や上に立つ、または排水溝の縁に足の指を掛ける行為は禁ずる。スタートでバックストロークレッジを使用する場合は、足の親指（またはつま先）が端壁またはタッチ板に接していなければならない。タッチ板の上端につま先を掛けてはならない。
- 1.3.1.1 競技者が両手でスターティンググリップを握ることができない場合、片手だけで握ることができる。
- 1.3.1.2 競技者がどちらのスターティンググリップも握れない場合、プールの端をつかむことができる。
- 1.3.1.3 競技者がスターティンググリップやプールの端をもつかめない場合、競技者は介助スタッフやスターティング用具で補助を受けてよい。スターティング用具は、競技会開始前にJPSF泳法審判主任より許可を得て、安全と判断されなければならない。スタートで競技者に勢いを与えてはならない。競技者は、スタートの合図が発せられるまで身体のどこか一部が壁に触れていなければならない。

- 1.3.2** スタート合図時および折返し後、規則**1.3.4**に記載されている折返し動作中を除き、競技者は競技中常に仰向けの姿勢で泳がなければならない。仰向けの姿勢とは、体の回転動作を含むが、体が水面に対し90度未満であることを指す。頭部の向きは問わない。
- 1.3.3** 競技中は、競技者の身体の一部が常に水面上に出ているなければならない。スタートおよび各折返しの後、身体が完全に水没していてもよい距離15mを除き、競技中は常に競技者の身体の一部が水面上に出ているなければならない。つまり壁から15m地点までに頭が水面上に出ているなければならない。
- 1.3.3.1** S1-5の競技者は、各完全な1かきの間、身体の一部が水面上に出ているなければならない。
1かきとは、肩関節の完全な1回旋および／または股関節の完全な上下動作1回を指す
- 1.3.4** 折返しを行っている間に、競技者の身体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。折返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後はターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕または同時の両腕のかきを使用することができる。競技者は壁から離れたときには、仰向けの姿勢に戻っていなければならない。
- 1.3.4.1** 両腕欠損または両腕を使わずに折返しする競技者は、体が仰向けの姿勢でなくなった時点で折返しを始めなければならない。競技者は壁から離れたときには、仰向けの姿勢に戻っていなければならない。
- 1.3.5** ゴールの際、競技者は仰向けの姿勢で自レーンの壁に触れなければならない。ゴール時に完全に水没してはならない。

1.4 平泳ぎ

- 1.4.1** スタート後および各折返し後の一かき目は、完全に脚のところまで持っていくことができる。その間、競技者は水没状態でもよい。スタート後および各折返し後、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライキックが1回許される。二かき目の両腕が最も幅を広げている時点、かつ両手が内側に向かう前までに頭部が水面上に出ているなければならない。
- 1.4.1.1** スタートおよび各折返しの後、片脚／両脚での蹴りができない競技者は、うつ伏せの姿勢になるために、両腕同時でなく水平面上でない腕の一かきが1回許される。
- 1.4.2** スタートと各折返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつ伏せでなければならない。いかなる時も仰向けになってはならないが、折返し動作中は壁にタッチした後、うつ伏せ状態でなくてもよい。ただし、壁から離れた際はうつ伏せでなければならない。

競技開始から競技中を通して、泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の脚の蹴りをこの順序の組み合わせで行わなければならない。両腕の動作は、同時に同じ水平面で行わなければならない、交互に動かしてはならない。

1.4.2.1 両脚あるいは両腕あるいはそれらの一部が欠損している場合、キックまたはそれぞれの腕のかきを一つの泳ぎのサイクルの構成とする。

解説：通常のうつ伏せの姿勢とは、体の回転動作を含むが、体が水面に対し 90 度未満であることを指す。頭部の向きは問わない。

1.4.3 両手は一緒に胸より水面、水中、水上から前方へ揃えて伸ばさなければならない。両肘は、折返し前の最後の一かき、折返し動作中およびゴール時の最後の一かきを除き、水中に入っていなければならない。両手は水面または水面下をかかななければならない。両手は、スタートおよび各折返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。

1.4.3.1 視覚障がいをもつ競技者は、折返しおよびゴール付近でタップされた直後、泳ぎのサイクルのどの時点でもよいので、両手を前方へ出すことができる。

1.4.4 泳ぎの各サイクルの間に、頭の一部が水面上に出ていなければならない。両脚の動作はすべて同時に同じ水平面で行わなければならない、交互に動かしてはならない。

1.4.4.1 下肢障がいを持つ競技者は、競技を通して、両脚の同時の動作をしているという意味および同じ面での蹴りをしているという意味を示すこと。そうでなければ、競技を通して片脚／両脚を引きずった状態で泳がなければならない。

1.4.5 両足は推進力を得る際は外側に向かわなければならない。規則1.4.1を除いて、交互に動かすこと、および下方へのバタフライキックは許されない。両足が水面から出ることは、続く動きが下方へのバタフライキックとならない限り許される。

1.4.5.1 通常の推進力を得るのに片／両脚および／または片／両足が使えない競技者は、推進するキックの際に、障がいのある片／両足を外側に向ける必要はない。

1.4.6 各折返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で、水面、水面上、水面下のいずれかで行わなければならない。折返しおよびゴールタッチの前の最後のストロークは、足の蹴りに続かない腕のかきだけで終わってもよい。ゴールタッチ前の最後の完全または不完全なストロークサイクルの間どこかで頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。

解説：「離れた状態」とは、一方の手が他方の手に重なってはならないということ指す。両手の間に一定のスペースをあける必要はない。偶発的に左右の指同士が触れることは特に問われない。

- 1.4.6.1 各折返しおよびゴール時、両腕の長さが異なる競技者は、長い方の腕のみでタッチすればよいが、両腕が同時に前方へ伸ばさなければならない。
- 1.4.6.2 各折返しおよびゴール時、伸ばした上肢の長さが頭の上に満たない競技者は、上半身のどこか一部でタッチを行う。
- 1.4.6.3 各折返しおよびゴール時、(CoEの定めるところにより)片腕のみでストロークサイクルを行う競技者は、ストロークをする方の片手/片腕でタッチしなければならない。障がいにより片腕のみで競技する場合、機能していない方の腕は引きずるまたは前方へ伸ばさなければならない。

**注意：2018年改正された。新CoEの2がついている選手対象であり、旧のCoEとは異なるので適用は注意すること。*

**注意：2018年、国際クラス分けでの見直し、国内でのクラス分け見直しが実施され、2019年5月現在、新コードを持つ選手と旧コードを持つ選手(*表記)が混在している。*

- 1.4.6.4 各折返しおよびゴール時、両腕を使うが肩や肘に制限がある場合、長い方の腕でタッチすることになっているが、両腕は同時に前方へ伸ばされなければならない。
- 1.4.6.5 SB11-12の競技者は、折返しおよびゴールにおいて、レーンロープへの接触が原因で制限され、同時にタッチすることが困難な場合がある。その場合、競技者に有利に働いていない限り、失格とはならない。

1.5 バタフライ

- 1.5.1 スタートおよび各折返し後、最初の腕のかき始めから、体はうつ伏せでなければならない。いかなる時も仰向け状態になることは許されていないが、折返し時、壁にタッチした後はうつ伏せ状態でなくてもよい。ただし、壁から離れた際にはうつ伏せ状態に戻っていなければならない。
- 1.5.1.1 スタートおよび各折返し後、片脚または両脚で蹴ることができない競技者は、うつ伏せの姿勢になるために、両腕同時ではない腕のかきが1回許される。
- 1.5.2 競技中、規則1.5.5に従って、両腕を同時に水面上で前方へ運び、同時に水中で後方へかかなければならない。

解説：「両腕を同時に水面上で前方へ運ばなければならない」とは、腕の一部だけではなく、肩から手首までの腕全体で、水上でリカバリーしなければならないことをいう。腕と水の間に隙間がある必要はない。

- 1.5.2.1 S11-12の競技者は、レーンロープへの接触が原因で制限された場合、両腕を同時に前方へ持つていくことが困難な場合がある。その場合、競技者に有利に働いてない限り、失格とはならない。
- 1.5.2.2 視覚障がいを持つ競技者が折返しまたはゴールに近づいている際、タップされた直後に両腕を水中で前方へ運ぶことができる。
- 1.5.2.3 片腕の一部が欠損している場合、欠損していない残りの部分ともう一方の腕は、同時に水上で前方に運ばなければならない。

1.5.2.4 片腕のみで腕のストロークを行う（新CoEの4）競技者は、その片腕を水上で前方に運ぶこと。体の位置は、水面に沿ったままでなければならない。障がいにより片腕のみで競技する場合、機能していない方の腕は引きずるまたは前方へ伸ばさなければならない。

*注意1：2018年、国際クラス分けでの見直し、国内でのクラス分け見直しが実施され、2019年5月現在、新コードを持つ選手と旧コードを持つ選手（*表記）が混在している。

1.5.2.5 折返しおよびゴール時、脚が機能しない競技者は、壁に接触するために、水面下で前進するように片腕または両腕でハーフストロークを行うことができる。

1.5.3 すべての脚の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。平泳ぎの足の蹴りは認められない。

1.5.3.1 障がいにより片脚のみで競技する場合、機能していない方の脚は引きずらなければならない。

解説：「引きずらなければならない」とは、その脚がいかなる推進力をも生み出していないことを指すが、うねりのある股関節の形状に合わせて交互に動いているように見えることがある。

1.5.4 各折返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で、水面、水面上、水面下のいずれかで行わなければならない。

解説：「離れた状態」とは、一方の手が他方の手に重なってはならないということを目指す。両手の間に一定のスペースをあける必要はない。偶発的に左右の指同士が触れることは特に問われない。

1.5.4.1 各折返しおよびゴール時、両腕の長さが異なる競技者は、長い方の腕のみでタッチすればよいが、両腕が同時に前方へ伸ばさなければならない。

1.5.4.2 各折返しおよびゴール時、上肢欠損や上肢の機能不全がある、または伸ばした上肢の長さが頭の上に満たない競技者は、上半身のどこか一部でタッチを行う。

1.5.4.3 各折返しおよびゴール時、（例外コードの定めるところにより）片腕のみを使用する競技者は、ストロークをする方の片手／片腕でタッチしなければならない。

1.5.4.4 各折返しおよびゴール時、両腕を使うが肩や肘に制限がある場合、長い方の腕でタッチすることになっているが、両腕は同時に前方へ伸ばされなければならない。

1.5.4.5 S11-12の競技者は、折返しおよびゴールにおいて、レーンロープへの接触が原因で制限され、

同時にタッチすることが困難な場合がある。その場合、競技者に有利に働いていない限り、失格とはならない。

1.5.5 スタートおよび折返しの際、競技者は、水面に上がらせるために、水中で1回以上の蹴りと腕の1かき認められる。スタートおよび各折返しの後、最高で15mまでは体が完全に水没していてもよい。つまり壁から15m地点までに頭が水面上に出ていなければならない。競技者は次の折返しまたはゴールまでは体を水面に保たねばならない。

1.6 メドレー競技

1.6.1 個人メドレーでは、競技者は4つの泳法をバタフライ、背泳ぎ、平泳ぎ、自由形の順序で泳がなければならない。それぞれの泳法を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。

1.6.1.1 150mおよび75m個人メドレーでは、競技者は、3つの泳法を背泳ぎ、平泳ぎ、自由形の順序で泳がなければならない。それぞれの泳法を、定められた距離の3分の1ずつ泳がなければならない。

1.6.2 メドレーリレー種目では、競技者は4泳法を背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ、自由形の順序で泳がなければならない。各泳法を定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。

1.6.3 自由形において、競技者は、折返し動作中以外はうつ伏せの姿勢を保たなければならない。折返しを行った後、競技者は、いかなる蹴りやかきを行う前にうつ伏せの姿勢に戻らなければならない。

解説：通常のうつ伏せの姿勢とは、体の回転動作を含むが、体が水面に対し90度未満であることを指す。頭部の向きは問わない。

1.6.4 それぞれの種目をその泳法規則に従って泳ぎ、ゴールしなければならない。

1.7 リレー

* JPSF関連大会— リレー種目は、日本パラ水泳選手権大会、地域大会それぞれの要項による。ただし、下記の条項は適用される。

- 1.7.1 メドレーリレーに出場する競技者の氏名は、それぞれの泳法および泳ぐ順番通りに記入しなければならない。
- 1.7.1.1 提出した順番通りに泳がなければ失格となる。
- 1.7.2 競技者の交代は、医学的理由による棄権の場合にのみ行うことができる。医学的理由による棄権が認められた場合、新たにリレー申告用紙を提出すること。
- 1.7.3 リレー種目において、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足または身体の一部がスタート台を離れた場合、そのチームは失格となる。
- 1.7.3.1 リレー種目において、競技者は水中スタートすることができる。その競技者は、前の競技者が壁にタッチするまでスタート場所から離れてはならない。違反した場合にはその競技者は失格となる。
- 1.7.4 指定泳者以外の泳いでいないチームメンバーが、競技が行われている最中、すべてのチームのすべての競技者が競技を終える前に入水した場合、そのリレーチームは失格となる。
- 1.7.4.1 リレー種目において、水中スタートをする競技者が入水できるのは、前の競技者がスタート側の端壁から出発してからのみとする。
- 1.7.5 タッパーは、競技者にリレーの引継ぎおよびリレーの順位を伝えることができる。タッパーはもう1名必要になることもある。一人が競技者にリレーの区間が終わることをタップして知らせ、もう一人が引継ぎを知らせる。コーチングは認めない。
- 1.7.6 リレー種目において、スタート側にいる各折返監察員は、前の競技者がスタート側の壁をタッチする際に、次にスタートする競技者がスタート台に触れているかどうかを判定すること。（リレーのスタートを判定する）AOEが利用可能な場合、規則に従って使用する。
- 1.7.7 リレー種目で、泳ぎ終わった競技者は、まだ泳ぎ終わっていない他の競技者の妨げにならないよう、速やかにプールから上がらなければならない。

- 1.7.7.1 S/SB1-5の競技者は、各チームの最終泳者が泳ぎ終わるまで、自分のレーンに残ることができる。水中に残っている競技者はプールの端壁から離れ、レーンロープの近くにいないなければならないが、別のレーンにいる他の競技者の妨げになってはならない。

1.8 競技

- 1.8.1 すべての個人競技は男女別で行われること。
- 1.8.2 競技を全うするためには、競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。
- 1.8.3 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンで泳ぎゴールしなければならない。
- 1.8.3.1 視覚障がいを持ち、タッパーがいる競技者が、使用されていないレーンで水面に出た場合、そのレーンでゴールすることが認められている。
- 1.8.3.2 視覚障がいを持つ競技者が使用されているレーンで水面に出た場合、本来のレーンに戻ることが望ましい。タッパーは口頭で指示を与えてもよいが、競技者の名前をはっきりと呼び、他の競技者の混乱を招いたり、妨害を与えたりしないようにすること。もし競技者が使用されているレーンでゴールした場合は、反則とせず、記録は有効となる。

解説：本表で規則 1.8.3、1.8.3.1、1.8.3.2 を解説する。

タッパーのいる競技者 (CoE T)	1.8.3.1	未使用のレーンで水面に出る	失格ではない
	1.8.3.2	使用中のレーンで水面に出る。本来のレーンに戻るべきだが、戻れなくても罰則は与えられない。	失格ではない
		使用中のレーンで水面に出て、他の競技者の妨げになる	11.8.7.1を参照
タッパーのいない競技者	1.8.3	自レーンでゴール	失格ではない
	1.8.3	別のレーンで水面に出る	失格

- 1.8.4 すべての競技において折返しの際は、競技者は、プールの壁に身体の一部を接触させなければならない。折返しは壁で行われなければならない、プールの底から踏み出してはならない。

- 1.8.5 レーンロープを引っ張ってはならない。
- 1.8.6 別のレーンを泳いで他の競技者を妨害する、およびその他の妨害行為が行われた場合、違反競技者を失格とする。その違反が故意と認められた場合、審判長はその事実を主催団体と違反者の所属及びJPSFに報告する。
- 1.8.7 違反により他の競技者が不利益を被った場合、審判長は、かかる違反が予選で起きた場合、その競技者を次の組に出場させ、決勝または予選最終組で起きた場合、競技のやり直しを命じる権限を持つ。
- 1.8.7.1 視覚障がいを持つ競技者の競技に関して、競技者がスタートや折返しの後に他の競技者のレーンに入る、またはレーンロープに接近しすぎて泳ぐなど、競技中に誤って違反が起きた場合、審判長は、一人または全競技者にその種目のやり直しをさせる権限を持つ。そのような違反が決勝で起きた場合、審判長は、決勝のやり直しを命ずる権限を持つ。
- 1.8.8 S11、SB11、SM11の競技者は、両目義眼の競技者を除き、競技中、不透明（黒塗り）のゴーグルを着用すること。S11、SB11、SM11の競技者で、顔の形状によりゴーグルが着用できない場合、不透明のカバーで目を覆う必要がある。S11、SB11、SM11の競技者は、出場したレース後、ゴーグルチェックを受けなければならない。
- 1.8.8.1 競技において、ゴーグルが飛び込み時に誤って外れたり、レース中に破損したりしても、競技者は失格とはならない。
- 1.8.9 競技会中、競技者は自身の速力、浮力、耐久力を助けるような道具や水着（例えば、水かきのついた手袋、フリッパー、フィン、またはパワーバンド、粘着性物質など）を使用または着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。不必要な動きを制限する四肢用のストラップや固定用バンド類の使用は認められない。規定6.6.2で承認されたものを除き、身体上のテーピングは認められない。
- 1.8.9.1 競技中、競技者は、義眼を除き、義足や矯正具を使用してはならない。

6.6.2 保護用医療テーピング

6.6.2.1 保護用の医療テーピング（開いた傷口、床ずれ、ストーマ、皮膚過敏等の保護目的）を使用して競技出場を希望する競技者は、各競技前またはテーピングが必要となる際に審判長の許可を得なければならない（競技現場の場合、メディカルデリゲートに相談）。競技者に違反があった場合は、失格そして／または以後の競技への出場ができなくなることもある。

1.8.10 競技に参加していない競技者が、競技中すべての出場泳者が競技を終了する前にそのプールに入った場合、当該競技者はその競技会における以後の出場予定の競技から失格となる。

1.8.11 競技の際、泳ぎ終わった競技者は、まだ泳ぎ終わっていない他の競技者の妨げにならないよう、速やかにプールから上がらなければならない。

1.8.12 各競技の終了時、審判長は2回の短いホイッスルを吹き、競技者にプールから上がるよう合図すること。

1.8.13 ペースメーカーとなる装置の使用またはペースメーカーとなるような行為は許されない。

1.8.14 競技役員によるミスに起因して競技者が過失を犯した場合、その過失は審判長より取り消される場合がある。

1.9 介助スタッフ

1.9.1 介助スタッフは、競技者にコーチしたりメッセージを送ったりしてはならない。プールデッキまたは招集所にいる際、介助スタッフは、ストップウォッチ、無線通信装置、リュックサックまたはバッグを使用する、もしくは目に付くように持っていてはならない。

1.9.2 介助スタッフがプールデッキ上で競技者の介助をできるのは、介助スタッフ要請がクラス分けマスターリストに記載されている場合、または、JPSF関連大会の要項等で定めた規則場合に限る。

1.9.3 介助スタッフは視覚障がいを持つ競技者に対し、競技者がプールの端壁に近

づいてきた際に1回または2回軽くたたいて知らせる必要がある場合がある。
この行為を「タッピング」と呼び、タッピングを行う介助スタッフを「タッパー」と呼ぶ。プールの両端壁でタッピングが必要な場合、各端壁にタッパーを各1名ずつ配置する。

1.9.3.1 競技クラスS11、SB11、SM11の競技クラスには、毎折返しおよびゴール時のタッパーとタッピングが義務付けられる。

1.9.3.2 すべてのタッピング用具は、事前にJPSFによる承認、記録、使用の安全（構造および長さ）の確認を受けなければならない。

以上